

被災建築物応急危険度判定講習会

主催 高知県

震災により多くの建築物が被災した場合、余震による建築物の倒壊、部材の落下による二次災害を防止し、県民の安全性を確保するためには、被災建築物の危険度を早期に判定することが重要です。このため、県では、県内の建築士等を対象とした被災建築物の応急危険度判定を行う技術者養成を図る講習会を実施するとともに、判定士登録者名簿を作成しています。そうした取組の中、一昨年度は熊本地震及び鳥取地震において、県内の判定士登録者が現地に行き、判定業務による被災地支援活動をしていただいたところです。

南海トラフ地震の被害想定からすると、まだまだ県内判定士が不足している状況でありますので、一人でも多くの建築士等の方に参加していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、講習会につきましては、県からの委託により(公社)高知県建築士会が、下記のとおり開催させていただきます。

(※)更新対象者は、平成23年度以前に登録をした更新切れ登録者のみとなっております。平成24年以降の登録(新規・更新とも)の方は更新手続きが不要となっております。

記

開催日・場所 (定員:各回50名まで)

| | | | | |
|-----|----------------|--------------|----------------|----------------|
| 第1回 | 平成30年9月19日(水) | ポリテクセンター高知 | 高知市棧橋通4-15-68 | (088-833-1085) |
| 第2回 | 平成30年10月17日(水) | 中村地区建設協同組合会館 | 四万十市右山元町3-3-26 | (0880-34-3100) |
| 第3回 | 平成30年12月21日(金) | ポリテクセンター高知 | 高知市棧橋通4-15-68 | (088-833-1085) |

講習内容・時間・講師等 (13:00～13:10講習会運営説明)

| | | | | |
|-------------|-------------------|---------------|----|------|
| 13:10～13:20 | 主催者あいさつ | 高知県土木部建築指導課 | | |
| 13:20～13:50 | 高知県の応急危険度判定制度について | 〃 | 主幹 | 川窪暁彦 |
| 13:50～14:30 | 軟弱地盤と液状化 | | | 中村和弘 |
| 14:40～15:20 | 木造編 | 山本構造設計事務所 | | 山本俊成 |
| 15:30～16:10 | 鉄骨造編 | H a t a 設計事務所 | 所長 | 岡村 清 |
| 16:20～17:00 | 鉄筋コンクリート造編 | 竜誠の設計工房 | 所長 | 前田竜誠 |

受講対象者：1級・2級・木造建築士の資格があり、応急危険度判定士の登録をしようとする方、及び、県内の地方公共団体の建築技術職員で、建築行政や営繕等の実務経験が3年以上の方。

受講料 **無料**

テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会) **(新規受講者には無料配布)**

その他 CPD参加者は、この講習会を受ければCPD 4単位を取得できます。

○新規登録申込方法

講習(新規・更新)申込書、高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書(県知事宛)に必要事項記入のうえ、写真2枚横25mm縦30mmの顔写真(カラー又はモノクロ)のうち1枚は申請書に貼り、**建築士免許の写を添え**直接または郵送で申し込んでください。**受講者には受講票を交付します。**

○更新切れの方の登録申込方法

講習(新規・更新)申込書、高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書(県知事宛)に必要事項を記入のうえ、写真2枚横25mm縦30mmの顔写真(カラー又はモノクロ)のうち1枚は申請書に貼り、**登録証(無くした方は建築士免許証のコピー)**を添え直接または郵送で申し込んでください。

(※)更新対象者:「更新」は、平成23年度以前に登録した更新切れの方のみです。

なお、更新切れによる登録者の方の講習会受講は任意となっております。

申込期限 各講習開催日の一週間前まで(新規、更新とも)

申込先 (公社)高知県建築士会 〒780-0870 高知市本町4-2-15 建設会館3階
TEL 088-822-0255